

## 府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城南地域】

整理番号	種別	名 称	所住地	提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果				
						対象	一対象工事とならない理由 (欄外:対象審査を記入)	公共事業としての必要性	技術上の適合性	適切性	技術審査結果	審査員等
1	交通安全施設	信号機(新設)	木津川市山城町桂井舟戸先府道上相城隣接	山城中学校の通学路の安全対策として信号機の設置要望	無	○		○	×	○	○	実施しない
2	交通安全施設	信号機(新設)	木津川市相楽城西83番地交差点	通路として利用する相楽町東側歩道への安全管理のため、樹木や信号機及び樹木が通路の設置要望	無	○	○	○	×	○	○	木津署管内(受付番号64)
3	交通安全施設	信号機(新設)	木津川市山城町鷹田神不5番地10先府道上相城隣接沿川交差点	24号の抜け道で多教通学路が通過するため、柳橋小学校通学路の安全確保のため信号機の設置要望	無	○	○	○	×	○	○	木津署管内(受付番号72)
4	交通安全施設	信号機(新設)	木津川市相楽町4丁目13番地83番木津南北線4-1号線交差点	通学路の安全に対して信号機若しくは桺断歩道の設置要望	無	○	○	○	×	○	○	木津署管内(受付番号81)
5	交通安全施設	信号機(新設)	相楽郡精華町大学下鴨小字明法寺番地先山手幹線谷片山線交差点	通字見童及び觀光客の安全を確保するため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	○	木津署管内(受付番号83)
6	交通安全施設	信号機(新設)	相楽郡精華町大学下鴨小字明法寺番地先山手幹線谷片山線交差点	通字見童及び觀光客の安全を確保するため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	○	木津署管内(受付番号84)
7	交通安全施設	信号機(新設)	木津川市相楽町6丁目1-9先府道美台東線交差点	新設道路供用開始に伴う北小学校生児童及歩行者の安全を確保するため信号機の設置要望	無	○	○	○	○	○	○	木津署管内(受付番号86)
8	交通安全施設	信号機(新設)	木津川市相楽町6丁目1-9先府道美台東線交差点	相楽町小学校の通学路で歩道の設置要望	無	○	○	○	○	○	○	木津署管内(受付番号139)

◆【第1段階チェック】対象となる工事

- ①国や市町村が管理する整備向上や環境等の利益等の利便性
- ②利便性個人や団体等の個人やバス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ③特定のバス工事での実施
- ④道路パーキング等の実施
- ☆《他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック】技術審査
- ⑤他

◆ 6項目について○、×の評価を記入

## 府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城南地域】

整理番号	種別	提案施設		提案概要	工事の仕分け等（第1段階チエック）	技術審査（第2段階チエック）結果						
		名	称			所在地	用地買収の有無	対象	公共事業としての必要性、地域づくりの整合性	技術上の適合性	速効性	技術審査結果
9	交通安全施設	信号機 (新設)	相楽郡精華町精華 台1丁目15番地先 精華台小学校前 横断歩道標識設置 要望	精華台小学校の通学路で あり児童の安全な横断を 確保するため信号機の設 置要望	無	○	○	○	○	×	○	実施しない
10	交通安全施設	信号機 (新設)	相楽郡精華町精華 台4丁目3-1先児童通 路1号線交差点 いみずき通り抜け 交差点	精華台小学校の通学路で あり児童の安全な横断を 確保するため信号機の設 置要望	無	○	○	○	○	×	○	実施しない
11	交通安全施設	信号機 (新設)	相楽郡精華町精華 台3丁目31先東西田 線1号線交差点	児童等の安全な横断を確 保するため信号機の設置 要望	無	○	○	○	○	×	○	実施しない
12	交通安全施設	信号機 (新設)	相楽郡精華町大字西 出1号津線和田33号 線交差点	交通安全量も多く歩行者の安 全横断を確保するため信号 機の設置要望	無	○	○	○	○	×	○	実施しない
13	交通安全施設	信号機 (新設)	相楽郡精華町光台 七丁目41先八幡 伏線鳥谷公園南側 交差点	東光小学校の通学路が なつており児童の安全な横 断を確保するため信号 機の設置要望	無	○	○	○	○	×	○	実施しない
14	交通安全施設	信号機 (新設)	木津川市木津川台1 号線33番地先八幡 伏線木津川合房線交 差点	横断歩道が設置されてい るが交通量が多いため安 全な横断を確保するため 信号機の設置要望	無	○	○	○	○	×	○	実施しない
15	交通安全施設	信号機 (新設)	木津川市木津川台1 号線木津川合房線交 差点	木津川市木津川台1 号線木津川合房線交 差点における歩行者 の安全確保のため信号 機の設置要望	無	○	○	○	○	×	○	実施しない
16	交通安全施設	信号機 (新設)	木津川市山崎駅橋 井舟戸3番地先上 街城陽線交差点	橋井バイパス（工事中） 完成時に交通量の増 加が予想されるところから信 号機の設置要望	無	○	○	○	○	×	○	実施しない

◆【第1段階チエック】 対象となる工事

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に限られる工事
- ③特定の個人や団体等の利益のための工事
- ④道路工事などの実施
- ☆《他事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チエック】 技術審査
- ◆6項目について○、×の評価を記入

## 府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城南地域】

整理番号	種別	名 称	所在地	機器概要	工事の仕分け等（第1段階チェック）	技術審査（第2段階チェック）結果		
						対象	用地買収の有無	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性
17	交通安全施設	信号機（新設）	木津川市木津下川原23-12先、木津川市道9号線東小瀬東側交差点	車両及び歩行者が交差点を安全に通行出来るよう信号機の設置要望	一対多工事（必要な理由 （構外、対象者等を配入）	○	○	○
18	交通安全施設	信号機（新設）	相楽郡精華町大字東部小字口馬場3丁目1番地1先所渋駒筋谷線東光線交差点	道路幅縮により交通量が増加したことから通学路の安全対策ため信号機の設置要望	○	○	○	○
19	交通安全施設	信号機（新設）	相楽郡精華町中野9丁目2番地1号線豊谷終点	登下校時に児童が横断する場所で多くの危険なため信号機の設置要望	○	○	○	○
20	交通安全施設	信号機（新設）	相楽郡精華町中野9丁目1号線交差点	精華西中学校の通学路であるが通過車両の速度が速く安全な横断を確保するため信号機の設置要望	○	○	○	○
21	交通安全施設	信号機（新設）	相楽郡精華町桜が丘1丁目26番地の原停車場精華南中学校前交差点	精華南中学校の通学路として利用されている交差点の設置要望	○	○	○	○
22	交通安全施設	信号機（多项式化）	木津川市相楽川久保163川久保交差点	大閑裏が西行進進する住宅街での縦横がひどい右折角矢印を設置してあるが直進しないように誘導を要望	○	○	○	○
23	交通安全施設	信号機（専用灯）	木津川市市原井戸R24木津川交差点	トンネルを抜けすぐには車差点が多い場合の渋滞事態が多いため、信号機設置を要望	○	○	○	○
24	交通安全施設	信号機（歩道分離化）	木津川市南加茂町4丁目天理加茂木津川交差点	通学路であるが、スピードを出す車が多く危険で歩道を歩車分離化を要望	○	○	○	○

◆【第1段階チェック】 対象となる施設に関する工事

- ①国や市町村が管理する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆【他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事】

- ◆【第2段階チェック】 技術審査
- ◆6項目について○、×の評価を記入

[山城南地域] 技術審査一覧 (府民提案型) 安全整備事業・公募型安心・府民公募型

整理番号	種別	名 称	所在地	提案施設		技術検査（第2段階チェック）結果						
				提案概要		工事の仕分け等（第1段階チェック）			公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性			
				用地買収の有無	対象 →実益工事などない理由 (欄外、対象番号を記入)	公共事業としての必要性	地被づくい等と 地盤調査などの 整合性	早期対応の必 要性	既存法令、弊 害緩和等との 整合性	他の管理甘利と 他の課題の協調	実効性	実施 者
25	交通安全施設	横断歩道	木津川市旭町堺立西ノ坊2-先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	○	実施しない	木津署管内 (受付番号 6)
26	交通安全施設	横断歩道	精華町大字下田小字明法寺91-9先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	×	○	実施しない	木津署管内 (受付番号 85)
27	交通安全施設	最高速度	木津川市山城町椿井船戸29先～上船北的場1-2先	最高速度を20km/hに規制要望	無	○	○	○	×	○	実施しない	木津署管内 (受付番号 140)
28	交通安全施設	横断歩道	木津川市山城町上伯学校前5先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	×	○	実施しない	木津署管内 (受付番号 141)
29	交通安全施設	最高速度	精華町大字南浦八美小字沙留22-1先～大字栗籠小字芳谷1-1先	最高速度を40km/hに規制要望	無	○	○	○	×	○	実施しない	木津署管内 (受付番号 203)
30	交通安全施設	横断歩道	木津川市旭町堺北里15先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	×	○	実施しない	木津署管内 (受付番号 244)
31	交通安全施設	車両通行止め	木津川市加茂町里	車両の通行止め規制を要望	無	○	○	○	×	○	実施しない	木津署管内 (受付番号 245)
32	交通安全施設	横断歩道	木津川市精見台8丁目8-14先	横断歩道の設置要望	無	○	○	○	○	○	実施	木津署管内 (受付番号 252)

第1段階町村が管理する施設と対象者に開設するならしくない工事

- 建物の新築・大規模な改築工事

☆ ⑤他の事業で既に着手している又は計画中の事業での実施  
◆ ⑥第2段階チェック：技術審査を記入

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【山城南地域】

◆ 第1段階チエック 対象とならない事

- ①利便性や更なる向上を目的とした施設整備に係る工事に関する事務を扱う。②

### ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事

#### ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当

実業での実施事業他事業の実業での実施

◆ ⑤他の事業で既に着手している査定を記入